

# 大野城市テニス協会 会 則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、大野城市テニス協会（大野城 T A）と称し、事務局を置く  
2 事務局の運営管理については、別に定める。
- 第 2 条 本会は、東地区・中央地区・南地区・北地区およびソフトテニス部門・ジュニア部門に各々支部を設置し、各支部は市のスポーツ登録団体たる登録クラブ（以下「登録クラブ」という。）により組織する。  
2 組織図は別図のとおりとする。
- 第 3 条 本会は、テニスの普及発展を図り、市民の健全な身体と精神を養うとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的達成のため次の事項を行う。  
(1) 生涯スポーツとしてのテニスの奨励指導  
(2) ジュニアの育成に関すること。  
(3) 加盟クラブの充実強化と相互の連帯強調に関すること。  
(4) その他目的達成に必要な事項
- 第 5 条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第 2 章 会 員

- 第 6 条 本会は、会員をもって構成する。  
(1) 特別会員 本会に功績があり、理事会の推薦により決議を経た者  
(2) 個人会員 登録クラブの構成員である者  
2 新規入会手続きは、別に定める。
- 第 7 条 本会の会員は、所定の手続きを経て市の社会体育施設のテニスコートを定期使用することができる
- 第 8 条 本会の会員は、入会金および会費を納入しなければならない。  
2 入会金および会費は、別に定める。  
3 入会金及び会費は、納入後いかなる理由があっても返還しない。
- 第 9 条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する  
(1) 退 会  
(2) 死 亡  
(3) 除 名
- 第 10 条 会員が会費納入の催告書を受領した日より30日以内に会費を納入しないときは、理事会の決定により除名する。
- 第 11 条 会員で、会則に違反し、または会の品位を失墜する行為があったときは、理事会の決議により除名する。

### 第 3 章 役員および相談役

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 12名以内
- (5) 監 事 2 名

第13条 本会の役員は、次の任務を行い、その任期は2年とする。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任は妨げない。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、理事会を統轄し、事務局長を兼務する。
- (4) 理事は、理事会を組織して、総会の決議を執行し、会務を処理する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し、総会・理事会に出席し、意見を述べるができる。

第14条 本会の役員は、次の各項により選任する。

- (1) 会長は、理事会で選任し総会の承認を得る。
  - (2) 副会長・理事長および支部長は、理事の推薦により理事会で選任する。
  - (3) 理事は、支部長6名の他、若干名を会長が委嘱する。
  - (4) 監事は、会長が委嘱する。
- 2 第1項については、総て総会の承認を得る。

第14条の2 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は会長の諮問に応じる。
- 3 相談役は理事の決議により特別会員の中から選任する。
- 4 任期は役員に準ずる。

### 第 4 章 総 会

第15条 総会は、本会の最高議決機関とする。

- 2 総会は、会長が召集する。
  - (1) 定時総会は、毎年1回開く。
  - (2) 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき、開かねばならない。
  - (3) 総会は、議決権を有する会員の5分の1以上の出席がなければ成立しない。
  - (4) 会員は、委任状により権限を委任することができる。
  - (5) 総会の決議は、出席した会員の過半数による。可否同数の場合は議長が決する。
  - (6) やむを得ない事情により総会を開催できない場合は、書面評決とすることができる。この場合、クラブ代表者が5分の1以上の委任を受け、評決するものとする。

第16条 削 除

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算・決算に関すること。
- (2) 事業に関すること。
- (3) 組織・会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の変更に関すること。
- (5) その他会長が必要と認めた事項

## 第 5 章 理 事 会

- 第 1 8 条 理事会は、総会に代わる議決機関とする。
- 2 理事会は、必要に応じて理事長が召集する。
- (1) 理事会は、会長・副会長・理事長および理事で構成する。
  - (2) 理事会は、構成員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
  - (3) 理事会の議長は、理事長とする。
  - (4) 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、理事長が決する。

第 1 9 条 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会の常務。
- (2) 総会付議事項。

第 2 0 条 削 除

## 第 6 章 指導部および専門部会

第 2 1 条 第 3 条の目的達成を図るため、理事会の下に指導部および必要のつど専門部会を設ける。

- 2 指導部は次による。
- (1) 公認スポーツ指導員資格を保有する会員を指導部長とし、理事会において選任された指導部員をもって構成する。
  - (2) 任期は2年とし、再任は妨げない。
  - (3) 指導部は次の指導を行う。
    - ア. 教室の指導を行う。
    - イ. 登録クラブの要請により指導を行う。
    - ウ. その他、理事会が必要と認めた事項を行う。
- 3 専門部会は次による。
- (1) 会務の運営に専門的調査検討の必要があると認められた場合は、当該事項に見識を持つ理事若干名を理事長が指名し、専門部会を編成する。
  - (2) 座長は、理事長とする。
  - (3) 専門部会は、目的を達成した後その編成を解く。

## 第 7 章 会 計

第 2 2 条 本会の運営に必要な経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金
- (3) 競技会の収入
- (4) その他の諸収入

### 附 則

この会則は昭和50年 4月 1日より施行する。

…途中省略…

この会則は平成19年 4月 1日より施行する。

この会則は平成25年 4月14日より施行する。

この会則は令和 3年 4月30日より施行する。

## 細 則

- 1 この細則は、理事会の決議を経て定める。
- 2 会則第6条第2項の新規入会手続きは、次のとおりとする。
  - (1) 新規入会希望者は、所定の様式により登録クラブ代表に申し込み、登録クラブ代表は入会許可申請書により会長に申請する。
  - (2) 入会許可申請は、細則4の要件を満たす範囲で会長が認めるものとする。
- 3 会則第8条第2項の入会金および会費は、次のとおりとする。

会員の種類		入 会 金	会 費	備 考
特別会員		0円	0円	○会費は年会費とし一括徴収する ○次の成人個人会員の入会金は半額とする ① 60歳以上(入会時の年末年齢) ② 障がい者 ③ 当協会主催のテニス教室修了者
個人 会 員	成 人	3,000円	2,000円	
	高 校 生	1,000円	1,000円	
	ジュニア	1,000円	1,000円	

#### 4 登録クラブの要件

クラブの団体登録は、次の要件を満たすこと。

- (1) 構成員が10名以上であること。
- (2) 市内在住者、または市内の事業所に勤務する者が、2/3以上の比率を占めること。

#### 5 表彰規定

大会参加時に所属団体を「大野城TA」で登録した個人および団体で、九州大会以上の大会において年間を通じて優秀な成績を収めた場合（九州ランキング上位者およびこれに準ずる者）は総会において表彰する。但し初回のみとする。

#### 6 テニスコートの使用について

登録クラブの定期使用は、赤坂・旭ヶ丘コートを利用し、一日3時間以内で、週6時間とする。使用料については補助金が利用できる。

#### 7 大会参加料

##### (1) 硬式、ソフトテニス

	ジュニア	高校生	一般
硬式(1人)	500円	1,000円	2,000円
ソフト(1組)	1,000円	2,000円	2,000円

\* 硬式のみ高校生及び一般の協会員は半額とする。

##### (2) 硬式団体戦

	協会員構成	一般
団体戦	6,000円	9,000円

#### 8 大会の開始時間

協会主催する各種大会は特に示す場合を除き8時30分集合9時開始とする。

#### 9 特別会員氏名（敬称省略）

片岡 猛・松本 新・児島 真一・豊田 義彦